

小海町

「こども誰でも通園制度」が始まります！

●問い合わせ先 こども課 子育て支援係 ☎92-2580

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労要件等を問わず、0歳6ヶ月から満3歳未満までの保育所などに通っていない子どもを対象に、月一定時間まで通園できる新たな制度です。令和8年度4月から全国の自治体で実施されます。

1. 制度のポイント

対象 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満児

- 保護者の就労要件は問いません。
- 月10時間まで利用可能です。
- 保育士による育児相談・助言も可能です。

こんなことをお考えの方はぜひご利用ください！

- 子どもに家庭で得られない経験をしてほしい
- 保育のプロに育児の相談がしたい
- 育児から離れて一息つく時間がほしい

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号認定）						小学校
就労要件なし	子ども誰でも通園制度			幼稚園等（1号認定）			

2. 町内実施施設

施設名	実施時間	利用料
小海なかよし児童館	平日／午前9時～正午	1時間あたり300円 ※減免制度あり



3. 利用方法

STEP 1

利用登録申請

こども課子育て支援係へ利用登録申請書を提出します。

※利用登録申請は令和8年4月より町ホームページにて行って下さい。

STEP 2

認定証受領

審査の結果、認定された方には「こども誰でも通園制度総合支援システム」からアカウントが通知されます。システムにログインし、認定証を確認します。

STEP 3

利用者情報等の登録

システムにログインし、子どもの発育情報や緊急連絡先等を登録します。



STEP 4

事前面談

システムで事前面談の希望日時を申請し、施設と事前面談をします。

STEP 5

通園

システムで施設の空き状況を確認し、利用日を予約して施設を利用します。

利用方法等の詳細は町ホームページをご覧ください。

申請フォーム
<https://logoform.jp/f/iqksi>

